

3 施設サービスの充実

(1) 特別養護老人ホームの整備

【現状と課題】

- 特別養護老人ホームについては、入所を希望している都民のうち、要介護度 4 及び要介護度 5 の方は 18,695 人(平成 19 年 10 月調査)おり、依然として高いニーズがあります。また、一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が都内には多く、常時介護を必要とし居宅での生活が困難な高齢者の生活の場として、特別養護老人ホームを身近な地域に整備することが必要です。
- 地価が高く、土地の確保が困難な区部は高齢者人口に対する特別養護老人ホームの整備率が 1.04%と、全国平均の 1.56%を大きく下回っています。一方、島しょを除く市町村部は 2.26%と全国平均を大幅に上回り、東京都の中でも地域による施設の偏在が課題です。
- 国は平成 14 年度に「生活の場」である特別養護老人ホームの 4 人部屋主体の居住環境を抜本的に改善し、入居者の尊厳を重視したケアを実現するため、平成 26 年度までにユニット化率 70%以上を目標としていますが、都のユニット化率は 10.8%(平成 19 年度)に留まっているため、都の施設整備はユニット型での整備を基本としています。
- 開設後 10 年以上経過している施設が平成 20 年 4 月 1 日現在、254 か所あり、耐震性や居住性の観点から、改修・改築等の対応を視野に入れる必要があります。

<特別養護老人ホーム入所希望者数及び要介護度別割合>

要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	要支援 その他	合計
3,553 人	6,132 人	9,380 人	10,393 人	8,302 人	561 人	38,321 人
9.3%	16.0%	24.5%	27.1%	21.7%	1.5%	100.0%

資料：東京都福祉保健局高齢社会対策部調べ

<特別養護老人ホームの整備率>

区分		整備率	備考
全国		1.56%	平成 18 年 10 月 1 日現在
東京都	区部	1.04%	平成 20 年 3 月 31 日現在
	市町村部 (除く島しょ)	2.26%	平成 20 年 3 月 31 日現在

※整備率＝竣工定員数／65 歳以上高齢者人口

資料：厚生労働省資料及び東京都福祉保健局高齢社会対策部調べに基づいて作成

<介護保険施設²のユニット化率>

	目標値	実績値	
	平成 26 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
介護3施設ユニット化率	50%以上	6.0%	7.4%
うち介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム) ユニット化率	70%以上	9.0%	10.8%

※各年年度末における竣工ベースの数値

資料：東京都福祉保健局高齢社会対策部調べ

【施策の方向】

- 特別養護老人ホームは地域での生活が困難な要介護高齢者の生活の場であり、多様な介護サービス基盤の一つとして、都は区市町村が地域の介護ニーズを踏まえて算定したサービス見込み量に基づき、平成 23 年度末の必要入所定員総数、約 4 万人分の確保に努めます。
- 特別養護老人ホームの整備費補助については、入所を希望する高齢者が住み慣れた地域で施設へ入所できるよう、整備が進んでいない地域での設置促進などにより、都全体の整備率の向上を図ります。
- 特別養護老人ホームをユニット型で創設する場合に、施設整備費補助の対象とし、既存施設の増改築や既存建物を改修する場合は、プライバシーに配慮するなど一定の条件の下、ユニット型でない施設についても補助の対象とします。
- 特別養護老人ホームの用地確保策として公有地活用をさらに推進するとともに、特別養護老人ホームの建物も賃貸借で運営できるような規制緩和等を国に提案要求していきます。
- 本体の特別養護老人ホームと密接な連携を確保しつつ、建物賃貸により運営が可能な小規模サテライト型施設³の設置を働きかけていきます。

² 介護保険施設

特別養護老人ホーム、介護老人保健施設及び介護療養型医療施設

³ 小規模サテライト型施設

本体施設である特別養護老人ホームの設備や人員を活用しつつ、別の場所で運営される小規模な施設。

＜介護保険施設の個室率＞

	平成 19 年			平成 16 年
	定員数	個室数	個室率	個室率
介護老人福祉施設	33,728 人	7,346 室	21.8%	12.3%

資料：東京都福祉保健局高齢社会対策部調べ（調査時点：平成 19 年 6 月～7 月、平成 16 年 12 月）

【主な施策】

・ 特別養護老人ホームの整備〔福祉保健局〕

社会福祉法人及び区市町村が行う特別養護老人ホームの整備を支援し、計画的な整備の促進を図ります。

・ 大規模改修費補助【新規】〔福祉保健局〕

老朽化した特別養護老人ホームの改修や入所者等のニーズに合わせた施設の改修を進めるため、経費の一部を補助します。

・ 都有地活用による地域の福祉インフラ整備事業〔福祉保健局〕

未利用の都有地を活用し、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、ケアハウス、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所を整備することにより、地域に密着した介護サービス基盤の整備を進めていきます。

・ 区市町村所有地の活用による介護基盤の整備促進〔高齢社会対策区市町村包括補助事業〕〔福祉保健局〕

学校跡地等、区市町村の公有地を貸し付けて特別養護老人ホーム、介護老人保健施設又は介護専用型特定施設入居者生活介護を受けるケアハウスの整備事業を実施する際、その施設整備費に区市町村単独補助を行う場合に、その整備費補助事業に対して補助を行います。

・ 社会福祉施設等耐震化促進事業【新規】【再掲】〔福祉保健局〕

都内の民間福祉施設の耐震化を促進していくため、耐震診断と耐震改修に対して補助を行います。

<介護保険施設の必要入所定員総数（圏域別）>

- 都全体の必要入所定員総数は、区市町村の平成21年度から平成23年度入所者数見込みの合計値に基づき設定しています。
- また、老人福祉圏域ごとの必要入所定員総数は、各圏域を構成する区市町村の平成23年度入所者数見込みを基礎として、今後の整備（指定）見込み数及び既存の施設の配置状況などを考慮して、広域的観点から地域偏在を緩和する方向で、調整して設定しています。

<介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の必要入所定員総数（圏域別）>

単位：人

老人福祉 圏域別	平成20年度			平成21年度			
	高齢者 人口	入所定員数		高齢者 人口	必要入所定員総数		
			高齢者比			高齢者比	20年度比
区中央部	138,424	1,605	1.16%	140,962	1,865	1.32%	116.2%
区南部	202,375	1,892	0.93%	207,692	2,025	0.98%	107.0%
区西南部	234,019	2,161	0.92%	237,406	2,338	0.98%	108.2%
区西部	218,574	1,974	0.90%	221,777	2,316	1.04%	117.3%
区西北部	362,889	3,780	1.04%	370,221	4,060	1.10%	107.4%
区東北部	274,302	3,167	1.15%	283,639	3,347	1.18%	105.7%
区東部	246,842	2,630	1.07%	256,335	2,868	1.12%	109.0%
区部計(A)	1,677,425	17,209	1.03%	1,718,032	18,819	1.10%	109.4%
西多摩	80,814	6,452	7.98%	84,404	6,452	7.64%	100.0%
南多摩	273,029	4,505	1.65%	287,144	4,534	1.58%	100.6%
北多摩西部	120,798	1,958	1.62%	125,120	1,999	1.60%	102.1%
北多摩南部	177,088	1,641	0.93%	182,667	1,880	1.03%	114.6%
北多摩北部	147,563	2,825	1.91%	152,229	2,825	1.86%	100.0%
多摩計(B)	799,292	17,381	2.17%	831,564	17,690	2.13%	101.8%
島しょ	8,334	322	3.86%	8,512	324	3.81%	100.6%
島しょ計(C)	8,334	322	3.86%	8,512	324	3.81%	100.6%
合計 (D=A+B+C)	2,485,051	34,912	1.40%	2,558,108	36,833	1.44%	105.5%

老人福祉 圏域別	平成 22 年度				平成 23 年度			
	高齢者 人 口	必要入所定員総数			高齢者 人 口	必要入所定員総数		
		高齢者比	20 年度比			高齢者比	20 年度比	
区中央部	142,447	2,065	1.45%	128.7%	143,663	2,182	1.52%	136.0%
区南部	211,042	2,142	1.01%	113.2%	214,157	2,228	1.04%	117.8%
区西南部	238,958	2,504	1.05%	115.9%	240,380	2,752	1.14%	127.3%
区西部	223,464	2,502	1.12%	126.7%	225,469	2,717	1.21%	137.6%
区西北部	375,947	4,158	1.11%	110.0%	379,669	4,438	1.17%	117.4%
区東北部	289,284	3,509	1.21%	110.8%	292,285	3,788	1.30%	119.6%
区東部	261,695	2,929	1.12%	111.4%	270,628	3,135	1.16%	119.2%
区部計(A)	1,742,837	19,809	1.14%	115.1%	1,766,251	21,240	1.20%	123.4%
西多摩	86,620	6,452	7.45%	100.0%	88,523	6,452	7.29%	100.0%
南多摩	300,287	4,534	1.51%	100.6%	310,843	4,553	1.46%	101.1%
北多摩西部	129,446	2,070	1.60%	105.7%	133,296	2,264	1.70%	115.6%
北多摩南部	186,275	2,197	1.18%	133.9%	188,758	2,373	1.26%	144.6%
北多摩北部	155,285	2,825	1.82%	100.0%	157,633	2,874	1.82%	101.7%
多摩計(B)	857,913	18,078	2.11%	104.0%	879,053	18,516	2.11%	106.5%
島しょ	8,643	326	3.77%	101.2%	8,799	328	3.73%	101.9%
島しょ計(C)	8,643	326	3.77%	101.2%	8,799	328	3.73%	101.9%
合計 (D=A+B+C)	2,609,393	38,213	1.46%	109.5%	2,654,103	40,084	1.51%	114.8%

(2) 介護老人保健施設の整備

【現状と課題】

- 急性期の治療後、在宅生活への復帰を目指す要介護高齢者に対し施設サービス計画に基づき看護、介護、医療、日常生活上の世話をを行う施設として、介護老人保健施設を身近な地域に整備することが必要です。
- 地価が高く、土地の確保が困難な区部は高齢者人口に対する介護老人保健施設の整備率が0.56%と、全国平均の1.2%を大きく下回る一方、島しょを除く市町村部で0.90%と、高齢者人口に対する施設の整備率に著しい地域偏在があります。
- 東京都の介護老人保健施設の整備率は、全国的にみても低く、量的に不足しています。平成23年度末に介護療養型医療施設が廃止されるため、その転換先の一つである「介護療養型老人保健施設」⁴への転換支援も含め、必要な施設整備に努める必要があります。

<介護老人保健施設の整備率>

区分		整備率	備考
全国		1.20%	平成18年10月1日現在
東京都	区部	0.56%	平成20年3月31日現在
	市町村部（除く島しょ）	0.90%	平成20年3月31日現在

※整備率＝竣工定員数／65歳以上高齢者人口

資料：厚生労働省資料及び東京都福祉保健局高齢社会対策部調べに基づいて作成

【施策の方向】

- 介護老人保健施設は在宅生活への復帰を支援する施設であり、多様な介護サービス基盤の一つとして都は、区市町村が地域の介護ニーズを踏まえて算定したサービス見込み量に基づき、平成23年度末の必要入所定員総数、約2万2千人分の確保に努めます。
- 介護老人保健施設の整備費補助については、要介護高齢者が住み慣れた地域で施設利用できるよう、整備が進んでいない地域での設置促進などにより、都全体の整備率の向上を図ります。
- 平成24年度には介護療養型医療施設が廃止されることから、その受け皿となることも含め、要介護高齢者の在宅復帰を支援する短期・中期利用を中心としつつ、看

⁴ 介護療養型老人保健施設

療養病床から転換した、夜間の看護体制や看取りの対応体制を整えた介護老人保健施設。既存の介護老人保健施設の基準では対応できない医療ニーズについて機能を付加し、それを介護報酬上評価する。

取りまですを含めた療養の場としても対応できる施設として、地域偏在の解消を図りながら整備を進めていきます。

【主な施策】

・ 介護老人保健施設の整備〔福祉保健局〕

医療法人等が行う介護老人保健施設の整備を支援し、整備の促進を図ります。療養病床からの転換についても補助対象とします。

・ 都有地活用による地域の福祉インフラ整備事業【再掲】〔福祉保健局〕

未利用の都有地を活用し、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、ケアハウス、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所を整備することにより、地域に密着した介護サービス基盤の整備を進めていきます。

・ 区市町村所有地の活用による介護基盤の整備促進〔高齢社会対策区市町村包括補助事業〕【再掲】〔福祉保健局〕

学校跡地等、区市町村の公有地を貸し付けて特別養護老人ホーム、介護老人保健施設又は介護専用型特定施設入居者生活介護を受けるケアハウスの整備事業を実施する際、その施設整備費に区市町村単独補助を行う場合に、その整備費補助事業に対して補助を行います。